

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

### 「平成28年4月1日～平成29年3月31日実績」

派遣労働者の数	26名
派遣先の数	1社
マージン率	27.8%
労働者派遣料金	18,000円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	13,000円
教育訓練に関する事項	マナー、コンプライアンス。安全衛生研修。

### BCパートナーズ株式会社

<本社> 〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町1-7-7 中央博労町ビル3F